

香川県内部統制評価報告書

香川県知事 池田豊人は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

香川県知事 池田豊人は、香川県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、香川県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「香川県内部統制基本方針」（令和 2 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

香川県においては、令和 6 会計年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、評価対象期間中において、内部統制は全体としては概ね有効に運用されていたものの、運用上の重大な不備を把握したため、財務に関する事務に係る内部統制は、一部有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の不備については、土木部において、実際には行われていない架空作業を計上した虚偽の変更設計書を作成して、契約金額を増額する変更契約を県に締結させ、さらに架空計上した作業が実際に行われたかのように偽装するため、竣工書類を改ざんしたものであり、竣工検査において把握されました。当該不備は、職員において職務の遂行にあたって法令等を遵守しなければならないという意識が希薄であったことだけではなく、業務の進行管理について情報共有が不十分であったことも原因であると考えられます。このため、再発防止に向け、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、工事の受注業者からの履行報告に関して、情報共有システムを活用した上司による確認を拡充するなどの履行確認の運用の見直しを行いました。

今後、全庁を挙げて、より一層、上司から担当者に対して、積極的なコミュニケーションや進行管理を心がけるとともに、担当者から上司への相談がしやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。